制度変動の過程(4)

村上直樹

要旨:変革型制度変動は、それを遂行した変革主体がまったく意図していなかった結果をもたらすことがある。本稿の8では、この「意図されざる結果」を、変革型制度変動がとりあえず実現されても実際には変革主体の当初の意図とは異なる制度の変更が行われてしまうという意味での意図されざる結果と変革主体の意図通りの制度の変更が行われても変革主体が意図しなかった事態が生起してしまうという意味での意図されざる結果に区分する。そして、それぞれの具体例を挙げ、なぜそうした「意図されざる結果」が生起してしまうのかを論じる。

また、一九八〇年代以降、諸個人が能動的な変革主体として社会システムの構造を変革していく過程を、自己組織性あるいは自己組織化という概念によって把握しようとする試みが続けられてきたが、本稿の9では、そうした試みが妥当性に欠けていることを指摘し、その上で自己組織性論を変革型制度変動の過程に関する我々の理論的枠組みの中に取り込むことができないことを示す。

なお、制度変動の過程を対象とする本論考は、ここまでのところ変革型制度変動のみを対象としてきたが、制度変動には変革型制度変動とは異なるタイプの制度変動も存在する。本稿の10では、その中の一つとして行為や事態の累積によって引き起こされていく累積型制度変動を取り上げ、それがどのような過程を経て実現されているのかを説明したい。

8. 変革型制度変動の意図されざる結果

変革型制度変動は、変革主体の当初の意図通りに実現されるとは限らない。ウェーバーの表現を借用すれば、変革型制度変動は、変革主体の「念頭にあったものとは遙かにかけはなれた、あるいはむしろ正反対のもの」であるような「予期されない、いや全然意図されなかった結果」(Weber1920=1988:96)をもたらす可能性を持っている(1)。そして、このような意図されざる結果には、変革型制度変動がとりあえず実現されても実際には変革主体の当初の意図とは異なる制度の変更が行われてしまうという意味での意図されざる結果と変革主体の意図通りの制度の変更が行われても変革主体が意図しなかった事態が生起してしまうという意味での意図されざる結果がある。変革型制度変動の意図されざる結果は、意図されざる制度の変更と意図されざる事態の生起に大別されるわけである。

意図されざる制度の変更がしばしば行われてしまう変革型制度変動の代表的な例としては、いわゆる「革命」が挙げられるだろう。例えば、シーダ・スコッチポルが指摘しているように、フランス革命、ロシア革命、中国革命といった「社会革命」――「社会の国家機構と階層構造の急速で根本的な変容」(Skocpol1979:4)――は、変革主体の当初の意図とは違って、「革命以前に存在していたものよりも高度に集権化・官僚制化・合理化された国家制度」(Skocpol1994=2001:126)をもたらした。ロシア革命の例で言えば、「革命をリードした革命家たちは、平等とプロレタリア民主制という社会主義的理念の熱心な信奉者であったが、ロシア革命は結果的に高度に集権化され官僚制化された国家をもたらした」(Skocpol1979:206)ので

ある。このように、「革命」は意図されざる統治機構の廃置をもたらすことがある。旧統治機構は変革主体の意図通りに廃絶されても、それにかわって創設される新統治機構が変革主体の当初の意図から乖離していることがあるわけである。

では、なぜこのような意図されざる結果が生じるのだろうか。スコッチポルは、フランス革命、ロシア革命、中国革命における意図されざる統治機構の廃置に関して、次のような説明を行っている。まず、旧統治機構がいったん廃絶されると、国内外における反革命勢力の台頭とか農民の間のおける無政府主義的傾向の蔓延といった危機的状況が訪れる。こうした危機的状況は、新しい行政・軍事機構が強固に確立されるまで克服されない。そして、上記の三つのケースにおける危機的状況は深刻なものであった。革命家たちは、当初は平等で自由主義的な国家体制の創設を意図していた。しかし、結果的には、このような危機的状況を克服するために、すなわち、国内の大衆騒乱を鎮圧し外国からの脅威を斥けるために、効率的に人員と資源を動員することができる中央集権的・官僚制的国家機構を創設したのである(Skocpol1979:285;Skocpol1994=2001:126-129)。スコッチポルの説明を制度変動論の枠内で一般化すれば、変革主体は、制度変動の過程で生じる状況に対処するために、当初の意図とはかけ離れた制度の変革を遂行してしまうこともあるということになるだろう。また、このようなケースは、変革主体が、制度変動の過程の途中で制度の変更案を大幅に修正したケースとみなすこともできるだろう。

なお、変革主体は、変革作業を妨害しようとする抵抗主体の態度を変更させるために、当初の制度の変更案を修正することもある。抵抗主体の態度を軟化させるために、制度体のデザインの変更案や制度的相互行為のスクリプトの変更案、あるいはルール内容の変更案などを抵抗主体が許容するような形に修正することがあるわけである。そして、そのような場合にも、変革主体の当初の意図から乖離した制度の変革が遂行されることになる。まとめれば、制度変動の過程で生じる状況に対処するために、あるいは抵抗主体の態度を変更させるために、変革主体は、当初の制度の変更案を修正し、結果的に当初の意図から乖離した制度の変革を遂行してしまうことがあるわけである。

さて、変革型制度変動は、変革主体の当初の意図から乖離した制度の変更をもたらすことがあるわけだが、さらに、変革主体の意図通りの制度の変更が行われたのにもかかわらず変革主体が意図しなかった事態が生起してしまうということもある。そして、ここで言う変革主体が意図しなかった事態とは、制度の変更によって実現しようとした目的が達成されずにまったく意図していなかった現象や出来事が起こってしまうという事態、並びに制度の変更によって実現しようとした目的は一応達成されるが同時にまったく意図していなかった現象や出来事が付随的に起こってしまうという事態を指す。以下、それぞれの事態が生起した変革型制度変動の具体例を挙げてみよう。

一九八四年から一九九○年にかけて、ニューヨーク州ロチェスターに本拠を置くコダック社は、続けざまに大規模なリストラを行った。コダック社は、一九八○年代に入ってから、ディスクカメラの売れ行き不振、オートフォーカスカメラの発売の遅れ、使い捨てカメラの市場投入の遅れといった失策をくり返し、さらに、ポラロイド社の特許を侵害したことにより九億ドルの罰金を支払わされたり、富士フィルムにアメリカ市場で攻勢をかけられたりしていた。アメリカでもっとも幸福な企業と言われていたコダック社は、一九八○年代に入ってかつてない苦境に立たされていたのである。そして、この苦境を乗り切る手段としてコダック社が選択し

たのが大規模なリストラだった。コダック社は、ロチェスターと全世界で大規模なリストラを推し進め、一九九〇年までにロチェスターだけで一万八千人もの人員を削減している(森永 2000:30-31)。リストラとは、いわば企業のデザインの変更(役割群の削減)である。コダック社は、そのデザインを変更することによって、生産性を上昇させ、業績を改善しようとしたのである。

しかし、大規模なリストラにもかかわらずコダック社の業績は改善しなかった。コダック社は、リストラという制度の変更を当初の予定通りに行ったのにもかかわらず、会社の業績は改善しなかったのである。リストラがもたらしたのは、以下のような現象並びに出来事であった。有能な技術者や経営幹部の流出、従業員一般の士気の低下、生産現場からの技能者の流出に伴う生産性の低下と製品の品質の低下、消費者からの苦情の増大、退職金等の支払いに伴う支出の増大(森永 2000:31-32)。リストラという制度の変更によって実現しようとした会社の業績の改善という目的は達成されずに、まったく意図されていなかったこれらの現象や出来事が起こってしまったのである。コダック社のリストラは、まさに意図されざる結果をもたらしたのである。

もう一つの例を挙げよう。一九七三年、日本では老人福祉法が改正され、老人医療費の無料化が実施された。正確には、老人医療費の公費負担のルールが変更された。そして、この制度変動も意図されざる結果をもたらしている。その内実は後に見ることにして、最初に、この制度変動の概要を確認しておこう。老人医療費の公費負担は、一九七三年以前から行われていた。その始まりは、岩手県和賀郡沢内村からで、同村では、一九六〇年以降乳幼児と高齢者の医療費自己負担分を村が負担するようになっていた。その後、一九六八年には甲府市と横浜市で、一九六九年には秋田県と東京都で老人医療費公費負担制度が導入された。一九七二年の時点では、老人医療費の自己負担分が数多くの都道府県並びに市町村によって(都道府県の場合は二つの県を除くすべての都道府県によって)何らかの形で負担されていた。そして、このような状況の中、老人医療費の公費負担のルールが変更されたのである。一九七三年に老人福祉法が改正され、全国一律に、一定の所得制限のもと七〇歳以上の者の医療費自己負担分を、国が三分の二、都道府県と市町村がそれぞれ六分の一負担することになった。いわゆる老人医療費の無料化が実施されたのである(百瀬 1997: 207)。

この制度変動を実質的に遂行した変革主体は厚生省である(佐藤 1998:3)。老人医療費の負担のルールが現行のままでは、老人の受療の促進は困難であると判断した厚生省が、老人の受療を促進し老人の健康を保持するために(佐藤 1998:1)、上記のようなルールの変更を推し進めたのである。そして、厚生省の当初の目的は一応達成されたとされている。このルールの変更によって、それまで身体の具合が悪くても医者にはかからず売薬で我慢していた人々が気軽に医者にかかれるようになった。ルールの変更は、高齢者の健康増進に寄与したのである(百瀬 1997:208)。

しかし、このルールの変更は、意図されざる結果ももたらした。高齢者の受療率が急増したことにより、病院のベットや看護婦の不足といった医療機関の混雑現象が生じたり、国民健康保険が赤字になって財政問題が生じたりしたのだった(佐藤 1998:1)。そして、財政問題が深刻化してくると、さらに新たなルールの変更が行われることになった。老人の自己負担を盛った老人保健法が制定され、老人医療費は無料ではなくなったのである(百瀬 1997:208)。老人医療費の公費負担のルールの変更は、制度の変更によって実現しようとした目的は一応達成さ

れたが同時にまったく意図されていなかった現象や出来事も付随的に起こってしまった制度変動の一つの例である。

さて、コダック社のリストラと老人医療費の公費負担のルールの変更は、変革主体の意図通りの制度の変更が行われたのにもかかわらず変革主体が意図しなかった事態が生起してしまった制度変動の例であるが、それでは、なぜ変革主体の意図通りの制度の変更が行われるのにもかかわらず変革主体が意図しない事態が生起するといったことがあるのだろうか。正確な理由に関しては、個々のケースごとに探究するしかない。ただ、一般的な理由としては次の二つが挙げられるだろう。一つは、十分な予測作業が行われないままに制度の変更案が作成されるケースがあるということである。こうしたケースでは、当然変革主体が意図しない事態が生起する可能性は高くなるだろう。もう一つは、そもそも人間の予測能力並びに予測に必要な情報を収集する能力が限定されているということである。変革主体がいくら懸命に予測作業を行っても、人間の予測能力並びに予測に必要な情報を収集する能力は限られているために、制度の変更を行った際に生じる現象や出来事を完全に予測することはできない。よって、自らの予測をふまえてある特定の目的だけを達成するように制度の変更案を作成したとしても、実際には意図しなかった現象や出来事が生起してしまうことがあるのである。

人間の行為はその意図とは異なる結果をもたらすことがある。これは、ヘーゲルが『歴史哲学』(一八三七年)の中で指摘したことである。同書の中でヘーゲルは次のように書いている。「世界史の中では人間の行為の結果として生ずるものは、それが目指し、求めたもの、それが直接に意識し、また意欲したものとは全くちがったものだ」、「人間はそれぞれ自分の関心を追求するが、しかしそこから出て来るものは、その関心以上のものである」(Hegel1837=1971:93)。ここでヘーゲルが指摘しているような事態は、変革型制度変動においても生起することがある。変革型制度変動は意図されざる結果をもたらすことがあるのである。そして、上述のように、この意図されざる結果には、変革型制度変動がとりあえず実現されても実際には変革主体の当初の意図とは異なる制度の変更が行われてしまうという意味での意図されざる結果と変革主体の意図通りの制度の変更が行われても変革主体が意図しなかった事態が生起してしまうという意味での意図されざる結果がある。我々は、これらの意図されざる結果の生起を、「革命」、コダック社のリストラ、老人医療費の公費負担のルールの変更といった例において確認してきた。

ただ、最後に一つ付言しておけば、前者の意図されざる結果は本当の意味での意図されざる結果ではない。なぜなら、変革主体の当初の意図とは異なる制度の変更が行われてしまうといっても、その「当初の意図とは異なる制度の変更」は結局変革主体が意図的に遂行するものだからである。先に挙げた例で言えば、フランス革命、ロシア革命、中国革命は、確かに変革主体の当初の意図とは異なる国家――高度に集権化・官僚制化・合理化された国家――をもたらした。高度に集権化・官僚制化・合理化された国家は、変革主体が当初「目指し、求めたもの」、「直接に意識し、また意欲したもの」ではない。しかし、このような国家は、旧国家の廃絶にともなう危機的状況を克服するために変革主体が意図的に創設したものである。変革型制度変動は、変革主体の当初の意図とは異なる制度の変更をもたらすことがある。ただ、そのような変更が行われるのは、変革主体が変革型制度変動の過程で当初の意図を捨て、新たな意図を持って制度の変更を推し進めるようになるからである。変革主体の当初の意図とは異なる制度の変更は、正確に言えば意図されざる結果ではない。変革主体の意図通りの制度の変更が行われたのにもかかわらず変革主体が意図しなかった事態が生起してしまうという意味での意図されざ

る結果が、本当の意味での変革型制度変動の意図されざる結果である。

9. 自己組織性論に関する見解

デュルケムは、「個人以外に、社会の不可欠の要素としてはいろいろな物がある」が、「諸個人のみが社会における能動的な要素である」(Durkheim1895=1978:30)と指摘している⁽²⁾。そして、一九八〇年代以降、この諸個人が能動的な変革主体として社会システム(の構造)を変革していく過程を、自己組織性あるいは自己組織化という概念で把握しようする試みがなされてきている⁽³⁾。本章では、このような自己組織性論——とりわけ今田高俊と富永健一の自己組織性論——の主要な論点を要約しその妥当性を検討した上で、自己組織性論を我々の理論的枠組みの中に取り込むことができるかどうかを考えてみたい。

今田高俊は、社会システムの構造が、「自分で自分を変えていく」(今田 1989:9) あるいは「自己を再組織する」(今田 1986a:289) 過程の理論を展開している。今田の言う構造とは、「規則すなわちルール」(今田 1986a:238) のことであり、このルールとしての構造が「自分で自分を変えていく」ということは、そのルールとしての構造が自己言及性を持つということである(今田 1986a:289)。そして、構造が「自分で自分を変えていく」という意味での自己言及性を持つということが「自己組織性のもっとも重要なリアリティのひとつである」(今田 1989:9)。今田の自己組織性論は、社会システムの構造が「自己認識し、かつ自己言及する側面の理論化」(今田 1986a:166) を試みたものである。

さて、今田によると、社会システムの構造は「自分で自分を変えていく」すなわち自己言及性を持つわけであるが、構造は、無媒介に自己言及するわけではない。構造は、個人の自省的行為を媒介として自己言及を遂行する。自省的行為とは、ルールとしての構造それ自体を問い直す行為のことであり(今田 1989:20)、「社会は諸個人の自省的行為を媒介としてみずからの構造を変えていく」(今田 1987:211)。諸個人が現行の構造のあり方を問い直す自省的行為を遂行することによって初めて構造は自己言及するわけである。今田は、自省的行為を媒介としない構造の自己言及性を認めていない。今田の言う構造の自己言及性は、文字通りの自己言及性ではないわけである。そのことについて、今田は次のように述べている。

自己組織性とは構造が構造に自己言及して自分を変えることです。ただし、それは無媒介に起こるのではなくて、人間の自省的行為に媒介されて起こると考えるしかない。構造の自己言及性は、人間個人のリフレクション能力に依存しない限り起こらないのではないか。ただ、これを社会レベルで見ると、あたかも構造が構造に自己言及するかのような光学的錯覚に陥るのです。本当は、その基層に人間のリフレクション作用が隠れている。それに目をつぶってもいいのだけれども、隠さないでやる方が構造と行為の問題を考えるうえで大事だと考えています(吉田・岩崎・今田・橋爪・正村・山口・大村・似田貝 1989:55-56)。

今田は、構造の自己言及性の「基層に人間のリフレクション作用が隠れている」とする。つまり、構造が「自分で自分を変えている」ように見えるが、実は、このような構造の自己改造は、諸個人のリフレクションの「構造への転写」(今田 1986b:50)によって可能になっているというわけである。そして、ここで我々が疑問に思うのは、なぜ今田はそのような過程を自己

言及性とか自己組織性といった概念で把握しようとしているのかということである。ルールとしての構造が文字通りに「自分で自分を変える」のであれば、自己言及性とか自己組織性といった概念を使用することは妥当であろう。しかし、諸個人の行為の介入によって生起する構造の変動を、自己言及性とか自己組織性といった概念で把握することは不適切である。今田自身が指摘するように、「自己組織性の本質は、自己が自己のメカニズムに依拠して自己を変化させること」、及び「外(環境)からの影響がなくても、みずからを変化させうること」である(今田1987:56)。自己組織性の本質がこのようなものだとするならば、諸個人の自省的行為という外(環境)に依存している過程を「自己組織」とか「自己言及」といった言葉で表現することは適切ではない。自己組織性、自己言及性は無媒介である他はない。

我々の理解が間違っていないならば、今田は、変革主体としての諸個人がルールとしての構造を変革していく過程を、構造の自己組織化として把握しようとしている。しかし、自己組織化あるいは自己組織性という過程の本質から考えて、そのような把握には無理がある。さらに言えば、諸個人がルールとしての構造を変革していく過程を「構造の自己組織化」と言いかえることに、我々はいかなるメリットも見出すことができない。具体例を挙げて言えば、自民党が少年法を改正していった過程を「少年法の自己組織化」と表現することに、我々はいかなるメリットも見出すことができない。自民党が少年法を改正していった過程を少年法の自己組織化とみなすことによって、少年法改正という制度変動の理解がより深まるとはとうてい考えられない。

今田は、社会変動という用語に代えて自己組織性という用語を使用している。今田が、社会変動という用語を使用しない理由は、この用語が「個々人から離れたところで個々人とは関係なく社会が変化するイメージ」を助長するからだという(今田 1986a:176)。そして、「社会が変化するのではなく人間が社会をつくり変えていく」こと、「社会が変化や変動の主語となるのでなく人間が主語であり、社会はあくまで目的語にすぎない」ことを強調するために自己組織性という用語を使用するのだという(今田 1986a:176)。しかし、「社会が変化するのではなく人間が社会をつくり変えていく」、すなわち人間が主語で社会が目的語であるのならば自己組織性という言葉は不適切だろう。社会の自己組織性とは、社会が目的語であると同時に主語でもあるということだからである。我々は、今田による自己組織性及び自己言及性という用語の使用に強い違和感を覚える。

さて、社会変動論の領域で自己組織性概念を使用しているのは、今田高俊だけではない。一九六〇年代から独自の構造一機能主義的社会変動論を展開してきた富永健一も、一九九五年の『行為と社会システムの理論』の中で自らの社会変動論を自己組織システム論として再定式化している⁽⁴⁾。富永も社会システムの構造変動を社会システムの自己組織化とみなすようになったわけである。富永は、特に幕末維新の社会変動を例に取りつつ、社会システムの構造変動が社会システムの自己組織化であることを論じている。以下に、彼の議論の核心部分を引用してみたい。

幕末維新の社会変動は、このようにして、システム内的および環境的の両面からする危機的状況の到来が、システムの構成員たち自身に構造変動の必要性を自覚せしめることによって生じたものである。システムの構造をつくっているのはシステム構成員自身なのであるから、構造変動に向かう力を組織化するのもまたシステム構成員自身である。このことは、シ

ステムにとっての構造変動の必要性の認識はほかならぬシステム自体の内部においてなされる、すなわちシステム内部にシステムを見る目――内側からの観察者――がある、ということを意味する。これは、システム理論の用語でいえば、社会システムが「自己組織システム」であることを意味している、といえよう。すなわち、社会変動の理論はシステム理論の観点からは自己組織システムの理論として説明される、ということができる(富永 1995: 217)。

念のために書いておけば、ここで富永が「システムの構成員たち」と呼んでいるものは、下級武士とか知識人といった諸個人のことである。そして、社会システムの構造変動の必要性を認識しそれを遂行する主体は諸個人であるが、その諸個人は社会システムの構成要素であるから、諸個人が構造変動を遂行していく過程は社会システムが自分で自分を変えていくあるいは自分で自分を再組織していく過程である、というのが富永の議論の要点である。なお、富永が考える自己組織性は、今田が考える自己組織性とは異なる。今田が考える自己組織性は、自省的行為という媒介を必要とする自己組織性だった。これに対して富永が考える自己組織性は、媒介なしの文字通りの自己組織性である。

以上のような富永の自己組織性論は、一見妥当なもののように見えるかもしれない。しかし、 富永の議論には、見過ごすことができない大きな問題がある。富永は、諸個人を社会システム の構成要素であるとし、その諸個人が社会システムの構造を変革していく過程を、社会システ ムの自己組織化の過程であるとみなしている。しかし、社会システムの構成要素は、言うまで もなく諸個人ではない。構造 - 機能主義的社会システム論において、社会システムの構成要素 とされてきたのは行為である。富永自身、『行為と社会システムの理論』の冒頭において、社会 システムを「個人という具体的に目に見える物理的単位の集まりというよりも、それら諸個人 のはたらきとしての目に見えない行為が、多数組織化されてできたシステム」(富永 1995:3) であると規定している。また、「社会システムの構成要素は行為である」という立言と「社会シ ステムの構成要素は諸個人である」という立言は同義ではない。通常、社会システム論におい て、「行為」という言葉と「諸個人」という言葉は互換可能ではない。「行為」と「諸個人」は 明らかに区別されている。両者を区別した上で、「社会的システムは具体的人間から成り立って いるのではなく、意味的に同定された行為から成り立っている | (Habermas&Luhmann1971=1987: 99) といった社会システムの概念設定が行われているわけである。富永は、自らの社会変動論 を自己組織システム論として再定式化するにあたって、社会システムの構成要素を諸個人であ るとしているが、それは、構造ー機能主義的社会システム論の基本的前提に照らし合わせても、 そして、富永自身の記述――「社会とは複数の個人の諸行為を要素とするシステムである」(富 永 1995:5) ――に照らし合わせても不適切である。諸個人、例えば富永が幕末維新の構造変 動を推進した主体であると考えている下級武士や知識人は、社会システムの構成要素ではない。 諸個人は、社会システムの内部にではなく外部に属する存在である。よって、諸個人が社会シ ステムの構造変動を推進していく過程を、社会システムの自己組織化の過程とみなすことは適 切ではない。我々は、富永の自己組織性論に対しても大きな疑念を抱いている。

ある項目 A が、ある項目 B を変容させていく過程を、B の自己組織化の過程として記述するには、A が B そのものであるか、A が B の構成要素であることを示さなければならない。今田の議論は、この手続きを含んでいない。今田は、B とは区別される A の作用を媒介として B の自己組織化が遂行されるという議論を展開している。しかし、このような議論は、「外(環境)

からの影響がなくても、みずからを変化させうること」(今田 1987:56) という自己組織性の本質から考えて不適切である。また、富永は、AがBの構成要素であると主張しているが、その主張は、社会システム論の基本的前提にも富永自身のそれまでの立論にも背馳する。富永の主張にもかかわらず、A(=諸個人)はB(=社会システム)の構成要素ではない。今田の議論も富永の議論も自己組織性論としては、かなり強引なものになってしまっている。そして、それは、彼らが自己組織性が存在しないところに自己組織性を見ようとしたからである。

さて、以上に示したように、諸個人が能動的な変革主体として社会システム(の構造)を変革していく過程を、自己組織性あるいは自己組織化という概念で把握することには無理がある。社会システム論への自己組織性論の導入は成功しているとは思われない(5)。では、我々が展開してきた変革型制度変動をめぐる議論には、自己組織性論を首尾良く導入することができるだろうか。端的に言えば、答は否である。変革主体としての個人は、制度体の構成要素でもなければ、ルールの構成要素でもない。変革主体は、制度の外部に属する存在である。変革主体は、制度の「内側からの観察者」(富永 1995:217)とはなり得ない。変革主体による、制度の現状が自らの利害得失にとってマイナスであるといった判断や制度の現状が倫理的、道義的、社会的に好ましくない事態をもたらしているといった判断は、制度の外部でなされるものである。また、変革主体が制度を実質的に変革していく過程を、制度が「自分で自分を変えていく」過程とみなすこともできない。変革主体が制度を変革していく過程を、制度の自己組織化の過程として理論的に記述することは不可能だろう。自己組織性論は、近年、社会変動論の新たな局面を切り開く有力な潮流の一つであるとみなされている。しかし、以上のような理由によって、自己組織性論を我々の変革型制度変動論に取り込むことはできない。我々の変革型制度変動論は、自己組織性論とは無縁のものである。

10. 累積型制度変動の過程

制度変動は、変革主体によって引き起こされることが多い。変革型制度変動は、経験的にもっとも多く観察される代表的な制度変動の類型である。ただ、変革主体によって引き起こされるのではない制度変動も存在する。本章並びに次章の目的は、そのような制度変動の類型を呈示し、それらがどのようにして実現されているのかを説明することにある。さっそく本題に入ろう。

ソシュールは、一九一〇年から一九一一年にかけて行った第三回目の一般言語学の講義において、次のように述べている。「大多数の制度は、一定の時期に改善や修正を受け、意図した行為によって改訂されます。一方、それとは対照的に、言語では、そうした行為は不可能であることがわかります。アカデミーをもってしても、制令のような手段によって言語と呼ばれる制度が向かう方向を変えることはできません。」(Saussure1910-1911=2007:12)では、言語は、どのようにして変化していくのだろうか。ソシュールの答は、以下の通りである。「言語の中のどんな変化も、まずは、発話を通じて導入されます。あらゆる種類の変化が一定数の個人により試されます(変化の様子見)。変化は、集団に認められたときに限って言語的な事実になります。・・・なぜドイツ語ではich war-wir waren と言い(英語で I was: we were と言うように)ich was-wir waren と言わないのでしょうか?なぜならば一定数の個人が、類推からich war と言うようになったからです。少数の個人だけがそう言っているあいだは言語の事象ではなく、発

話の事象以外の何ものでもありません。」(Saussure1910-1911=2007:149) ソシュールによると、言語の変化は、発話という行為の累積によって引き起こされるのである。

我々がここで最初に取り上げたいのは、こうした言語の変化と同じように、行為や事態の累積によって引き起こされていく制度変動である。我々は、このような制度変動を「累積型制度変動」と呼ぶことにしたい。累積型制度変動とは、ある特定の主体が企図して引き起こしていくような制度変動ではない。累積型制度変動とは、多数の行為者あるいは制度体による特定の行為の遂行の累積や特定の事態の累積によって結果的に実現されていく制度変動である。そして、この累積型制度変動は、とりわけ規範的ルールの拘束力の変化並びに規範的ルールの消滅において観察される。

では、累積型制度変動としての規範的ルールの拘束力の変化並びに規範的ルールの消滅は、どのような過程を経て実現されるのだろうか。この問いに答えるにあたっては、まずここで言う規範的ルールの拘束力の変化とはどのようなものなのかを説明しておく必要がある。以下、規範的ルールの拘束力の変化の内実に関する説明を行うことにしたい。

「ルールの理論」(村上 2013)で指摘したように、ルールはルールとみなされることによって 拘束力を持っている。言いかえると、ルールとみなされるようになった言述(必ずしも明文化 されているとは限らない)がルールとしての拘束力を持つようになるということである。そして、このような事態を成立させているのは、「世界には従うべきルールというものが存在している」という間主観的な了解である。また、ルールがその本来の拘束力を持っているのにもかかわらず、実際にルールを破ってしまう諸主体(個人あるいは制度体)及びルールを破ろうという誘惑にかられている諸主体も存在する。しかし、ルールを破ろうという誘惑にかられている諸主体の中で、実際にルールを破ってしまう主体は少数である。それはなぜかと言うと、ルールを破れば何らかの形のサンクションを加えられる可能性が高いということを知っているからである。つまり、ルールはサンクションの予期によって生じる拘束力も持っており、その副次的な拘束力がルールを破りたいと思っている諸主体が実際にルールを破ってしまうことを防止しているのである。そして、ここで言う規範的ルールの拘束力の変化とは、規範的ルールの本来の拘束力とサンクションの予期によって生じる副次的な拘束力の二つを合わせたものの変化のことである。

さて、ルールはルールとみなされることによってその本来の拘束力を持っているということは、ルールをルールとみなさない諸主体にとっては、そのルールは拘束力を持たないということである。よって、あるルールをルールとみなさない諸主体が増えれば増えるほど、そのルールに関与する個人や制度体の間で、そのルールの本来の拘束力は弱体化することになる。規範的ルールの拘束力の変化としてまず考えられるのは、このようなルールをルールとみなさない個人や制度体の増加に起因するルールの本来の拘束力の弱体化である。

また、サンクションの予期に由来するルールの副次的な拘束力が弱体化することもある。その原因となるのは、当該のルールに従わないでもその逸脱行為に対してサンクションが加えられないという了解が広まることである。このような了解が広まれば、サンクションの予期に由来するルールの副次的な拘束力は弱体化し、これまでルール破りを思いとどまっていた諸主体が実際にルールを破るようになる。ルールがルールとみなされていても、そのルールに従わない諸主体が増加することになるわけである。そして、こうしたルールの副次的な拘束力の弱体化もここで言う規範的ルールの拘束力の変化の一つの例である。

さらに言えば、あるルールからの逸脱行為に対しては必ずサンクションが加えられるという 了解が広まると、そのような了解がない場合にはそのルールに従わないような諸主体もそれに 従うようになるかもしれない。そして、そのような諸主体がそのルールに従うようになるのは、 サンクションの予期に由来するそのルールの副次的な拘束力が強くなったからであり、そのよ うな現象もここで言う規範的ルールの拘束力の変化のもう一つの例ということになるだろう。

以上で、規範的ルールの拘束力の変化の内実について説明した。次に、累積型制度変動とし ての規範的ルールの拘束力の変化並びに規範的ルールの消滅は、どのようにして実現されるの かを考えてみたい。まず、規範的ルールをルールとみなさない個人や制度体が増加することに よって起こる規範的ルールの本来の拘束力の弱体化から考えてみることにしよう。このような 変化は、特定の規範的ルールの正当性を否定しそれをルールとみなさない個人や制度体が出現 することから始まる。このような諸主体は最初は少数である。少数の個人や制度体が、何らか の理由によって、当の規範的ルールの正当性を否定し、それに従わなくなるのが変化の始まり である。もちろん、規範的ルールからの逸脱にはサンクションが加えられるかもしれない。た だ、当の規範的ルールをルールとみなさない諸主体にとっては、そのサンクションもまた不当 なものであり、強いサンクションによって逸脱行為が強圧的に封じ込められない限り、逸脱行 為は続けられる。その後、少数の個人や制度体(先駆者たち)によるそのような振る舞いに共 感する諸主体(フォロワー)が出現するようになり、それらの諸主体も当の規範的ルールから 逸脱した行為を遂行するようになっていく。そして、こうした先駆者たちとフォロワーによる 逸脱行為がくり返されると、当の規範的ルールがルールであるという確信が人々の間でゆらぎ、 それをルールとみなさない個人や制度体がさらに増加していくようになる。このようにして当 の規範的ルールの本来の拘束力は弱体化していき、場合によっては、当の規範的ルールをルー ルとみなす個人や制度体がほとんど存在しなくなることもある。つまり、当の規範的ルールが 消滅することもある。

では、上記のような拘束力の弱体化の具体例を挙げよう。日本では、大正期の中頃まで、「女性は洋服ではなく和服を着用しなければならない」という規範的ルールが広く国民の間で共有されており、女性が洋服を着用することはまったく異端的な行動だった。「女性は洋服ではなく和服を着用しなければならない」という規範的ルールは、法のように明示的に成文化されたルールではなかったが、国民の間では強い拘束力を持っていたのである。ところが、大正末期以降、この規範的ルールから逸脱して洋服を着用する人々が少数ながら出現するようになる。これらの人々は、日常生活を営む上では和服より洋服を着用した方が快適で諸々の活動の能率も上がるという判断から(家永 1982:58-60)、和服の着用を強要する規範的ルールの正当性を否定するようになり、サンクションも受ける覚悟で洋服着用を断行したのだった。そして、彼女たちの振る舞いは、フォロワーを生み、洋服を着用するという逸脱行為はさらに累積していくことになった。その結果、「女性は洋服ではなく和服を着用しなければならない」という規範的ルールをルールとみなさない人々が増加し、この規範的ルールの本来の拘束力は弱体化していったのである。なお、この規範的ルールの拘束力の弱体化は、昭和初期における洋服の流行(家永1982:57)という現象から見て取ることができる。

次に、サンクションの予期に由来する規範的ルールの副次的な拘束力の弱体化について考えてみたい。このような変化は、ある特定の個人や制度体がサンクションを加えられないだろうとの予想を抱き、実際に規範的ルールに従わないことから始まる。なお、ここで注意しなけれ

ばならないのは、このような主体は、当の規範的ルールの正当性を否定しているわけではない ということである。このような主体は、当の規範的ルールを正当なルールと認めないから、そ れに従わないのではなく、従わなくてもサンクションを加えられないだろうと予想するから従 わないのである。そして、実際にサンクションが加えられないことがわかると、その主体は逸 脱行為をくり返すようになる。すると、そのような事態を目の当たりにした個人や制度体の間 で、当の規範的ルールに従わなくてもサンクションが加えられないという了解が広まっていく ことになる。サンクションの予期に由来する規範的ルールの副次的な拘束力が弱体化するわけ である。その結果、最初の主体以外にも当の規範的ルールに従わない個人や制度体が出てくる。 そして、その逸脱行為に対してもやはりサンクションが加えられないということが明らかにな ると、当の規範的ルールに従わなくてもサンクションが加えられないという了解はますます広 まり、サンクションの予期に由来する副次的な拘束力はさらに弱体化することになる。このよ うに規範的ルールからの逸脱行為がくり返されそれに対するサンクションが加えられないとい う事熊が累積することによって、当の規範的ルールの副次的な拘束力が漸進的に弱体化してい くこともあるのである。以下にこのような拘束力の弱体化の具体例を挙げてみることにしたい。 日本の商法には、「金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除 スルコトヲ要ス」(第二八五条ノ四第二項)という条文が存在する。つまり、不良債権は償却し なければならないという規範的ルールが存在する。しかし、一九九○年代を通して、多くの銀 行はこの規範的ルールに従わず、不良債権に対する十分な引当を行ってこなかった。本来は償 却されなければならない巨額の不良債権がいわゆる「飛ばし」によって、ダミー会社などに隠 されてきた。「銀行経営の中で、経済の基本法である商法は無視されていた」(木村 2000:313) と言われるくらい、長期間に渡って巨額の「飛ばし」がくり返されてきたのである。一九九○ 年代後半の時期において、上記の規範的ルールの実質的な拘束力はきわめて脆弱なものとなっ ていたと言える。そして、この拘束力の弱体化の原因は、不良債権をダミー会社に飛ばし、そ れに対して引当を行わないという逸脱行為を行ってもサンクションが加えられないという了解 が金融界に広まっていたことにある。不良債権に対する金融当局の態度から不良債権隠しを行っ てもサンクションを加えられないという予想が生まれ、その予想の下で行われた「飛ばし」の ような粉飾に対して実際にサンクションが加えられなかったことが、拘束力の弱体化の始まり であった。(「飛ばし」が行われているという噂は、一九九○年代の早い時期からあったが、そ の時期に「飛ばし」が糾弾されることはなかった。) 実際の「飛ばし」に対してサンクションが 加えられなかったことにより、不良債権を飛ばして償却を行わなくてもサンクションを受けな いという了解が金融界に広まり、サンクションの予期に由来する拘束力は弱体化した。そして、 その後、さらに新たな銀行が「飛ばし」を行うようになり、その「飛ばし」に対してもやはり サンクションが加えられないことが明らかになると、上記のような了解はますます広まり、サ ンクションの予期に由来する拘束力はさらに弱体化していった。不良債権は償却しなければな らないという規範的ルールの拘束力は、「飛ばし」がくり返されそれに対してサンクションが加 えられないという事態が累積することによって弱体化していったと言えるだろう。

なお、既述のように、サンクションの予期に由来する規範的ルールの拘束力は弱体化するだけではなく、強くなることもある。特に、上記のような過程を経て弱体化してしまった拘束力の場合には、再び強くなっていくことがある。そして、そのきっかけになるのは、規範的ルールからの逸脱に対するサンクションの遂行である。頻発する逸脱行為に対してサンクションが

実際に加えられるようになり、当の規範的ルールに従わないと高い確率でサンクションが加えられるという了解が広まっていくと、サンクションの予期に由来する拘束力は再び強くなっていく。例えば、一九九〇年代末以降、金融機関による商法違反や証券取引法違反はきびしく追求されるようになっていったが、そのことによって、不良債権は償却しなければならないという規範的ルールの拘束力——正確に言えば、この規範的ルールを破ろうという誘惑にかられている諸主体に対する拘束力——は再び強くなっていったと思われる。

以上で、累積型制度変動がどのようにして実現されるのかを説明した。続いて次章では、我々が「誘導型制度変動」と名付けている制度変動の内実とその過程についての説明を行いたい。

(註)

- (1) 言うまでもなくウェーバー自身は変革型制度変動の「意図されなかった結果」について論じたわけではない。 ウェーバーが明らかにしようとしたのは、「魂の救済」を目的とする「カルヴァンやカルヴィニズム、および その他の「ピュウリタン」諸信団」の事業が、「資本主義精神の発展」という「意図されなかった結果」をも たらしたということである(Weber1920=1988:96)。
- (2) ただし、一般的には、「デュルケーム理論において、個人は社会との関係の中で常にまったく受動的にのみ 位置づけられて」おり、「個人が行為者として能動的な行為主体であるという面が理論の中から脱落している」 (富永 1986:161) というデュルケム理解が広まっているようである。
- (3) なお、自己組織性あるいは自己組織化という概念は、元々は自然科学で使用されるようになったものである。 自然科学では、物質が人手によらず自ら構造――平衡構造と散逸構造――を形成していく現象を自己組織性あるいは自己組織化という概念で把握している。その詳細については、例えば、村上 2010 を参照されたい。
- (4) なお、富永によると、彼の社会変動論は最初から自己組織システム論としての側面を持っていたという(富永 1995:217)。
- (5) 念のために書いておけば、我々は、自然科学で展開された自己組織性論については高く評価している。制度 論、社会理論とはまったく異なる分野での話であるが、自己組織性論は、物質は自ら秩序構造を形成するとい うこと、すなわち物質は能動性を持っているということを理論化することによって、近代自然科学の誕生とと もにもたらされた「死-物」物質概念に疑義をつきつけたと言える(村上 2010: 145-149)。

[対対]

Durkheim, E. 1895 Les règles de la méthode sociologique, Alcan. = 1978 宮島喬訳『社会学的方法の基準』岩波書店 Habermas, J. & Luhmann, N. 1971 Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie, Suhrkamp. = 1987 佐藤嘉一・山口節 郎・藤澤賢一郎訳『批判理論と社会システム理論』木鐸社

Hegel, G. W. F. 1837 Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte. = 1971 武市健人訳『歴史哲学 上』岩波書店

家永三郎 1982 『増補改訂 日本人の洋服観の変遷』ドメス出版

今田高俊 1986a『自己組織性——社会理論の復活』創文社

今田高俊 1986b「自省的機能主義の基礎」『社会学評論』37(3):38-52

今田高俊 1987『モダンの脱構築――産業社会のゆくえ』中央公論社

今田高俊 1989「リフレクション思想——近代の超出」『現代社会学』14(1): 5-22

木村 剛 2000『通貨が堕落するとき』講談社

百瀬 孝 1997『日本福祉制度史』ミネルヴァ書房

森永卓郎 2000『リストラと能力主義』講談社

- 村上直樹 2010「〈私〉の消去の後に6――性起としての世界と人間」『人文論叢』(三重大学人文学部文化学科) 27:145-170
- 村上直樹 2013「ルールの理論——多元的制度論の試み(3)」『人文論叢』(三重大学人文学部文化学科) 30:87-105
- 佐藤嘉倫 1998『意図的社会変動の理論――合理的選択理論による分析』東京大学出版会
- Saussure, F. de 1910-1911 *3ème cours de linguistique générale*, Bibliothèque publique et universitaire, Geneva. = 2007 影 浦峡・田中久美子訳『ソシュールー般言語学講義――コンスタンタンのノート』東京大学出版会
- Skocpol, T. 1979 States and Social Revolutions: A Comparative Analysis of France, Russia, and China, Cambridge University Press.
- Skocpol, T. 1994 Social Revolutions in the Modern World, Cambridge University Press. = 2001 牟田和恵監訳『現代社会革命論――比較歴史社会学の理論と方法』岩波書店
- 富永健一 1986『社会学原理』岩波書店
- 富永健一 1995『行為と社会システムの理論――構造-機能-変動理論をめざして』東京大学出版会
- Weber, M. 1920 "Die protestantische Ethik und der »Geist« des Kapitalismus", Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, 1:17-206. = 1988 大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店 吉田民人・岩崎信彦・今田高俊・橋爪大三郎・正村俊之・山口節郎・大村英昭・似田貝香門 1989「社会理論のフロンティア――自己組織性と言語ゲーム」『現代社会学』14(1):49-90